

## 【就労支援事業別事業活動明細書等の提出について（多機能型事業所等用）】

事業所の設置者（法人名等）		社会福祉法人 悲田院		代表者名	佐藤 元治
事業所名称	SunSun		事業所番号	4010000042	
事業所所在地	福岡県糸島市前原中央2丁目6番20号				
連絡先	電話番号	092-321-1433		FAX番号	092-321-1433
職員数	16	定員	20	事業開始年月日	平成 25年 4月 1日
会計期間		自	令和2 年 4月1日	至	令和3 年 3月31日

## 1 事業内容

（事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、事業内容に主に従事する者の数や属性（どのような資格、経験等を持った者が担当するか等）について詳細に記載すること）

就労継続B型	①シルバー人材センターからの委託業務における公園の定期清掃。作業内容は落ち葉やゴミ拾い、軽除草作業程度で利用者の気晴らしも兼ね行っている。市場動向や競合相手は無い。②むっちゃん万十の店舗清掃や調理器具等の洗浄。担当の利用者の割り振りを行い責任感を持って取り組んでもらっている。事業所内委託業務のため競合相手はいない③糸島Sunショップの定期清掃。事業所内委託業務のため競合相手はいない④糸島Sunショップで使う包材の準備。事業所内委託業務のため競合相手はいないが、売上げが激減しているため作業自体が無くなっている。⑤シトラスリボンストラップの作成。糸島市からの委託業務であるが、今後も継続した委託があるかは不透明。⑥タオルの梱包作業。民間会社からの委託業務であり、不定期な委託のため安定した収入には繋がっていない。いずれの作業も社会福祉の専門学校を卒業した社会福祉主事資格所有者と教員免許保持者を中心にサービスを実施。
就労継続A型	①糸島市からの委託業務における、糸島市クリーンセンターリサイクルプラザプラザ棟内での家具の再生、解体、プラザ棟の運營業務。来館者の多くは糸島市民。委託業務のため市場動向や競合相手は無く、支援員は障がい福祉経験者と社会経験豊富な方を配置。②菓子製造販売、飲食店の運営。対象顧客は街の子供たちやお年寄りを始めとする地域住民。競合相手はいないが、新型コロナウイルス感染に対する警戒感から店内飲食の売上げが減少。調理経験が豊富な職員を配置。販売については年齢が若い職員を配置。③糸島のお土産物屋「糸島Sunショップ」の運営。近隣に競合相手はいないが対象顧客である観光客の減少に比例し売上げも激減。外国からのお客さんに対応するため、海外での就労経験がある職員などを配置。④JR筑前前原駅構内にて菓子販売店の運営。競合相手は近隣に洋菓子店など有。リモートワークやリモート授業の普及により売上は減少傾向。地元出身の若い職員を中心に配置。
就労移行支援	

## 2 主な生産活動に伴う必要経費

主な生産活動に伴う必要経費		主な生産活動に伴う必要経費	
	(主な費目)	(額)	
就労継続B型			円
	小計	0	円
就労継続A型	(主な費目)	(額)	
	材料費	4,133,335	円
	内部外注加工費	636,000	円
	経費 水道光熱費	376,860	円
	経費 租税公課	1,664,381	円
	経費 他	322,309	円
	小計	7,132,885	円
就労移行支援	(主な費目)	(額)	
	小計	0	円
計		7,132,885	円

(注) (表6及び7又は表8) 生産活動に伴う必要経費の勘定科目の費目とその額を記載すること。

(注) 利用者賃金及び利用者工賃の額は入れないこと。

3 就労支援事業活動増減差額

就労支援事業活動増減差額	
就労継続支援B型	-25,915 円
就労継続支援A型	-341,642 円
就労移行支援	円
計	-367,557 円

(注) (表5) -①又は② 就労支援事業別事業活動明細書の「就労支援事業活動増減差額」の額を記載すること。

4 利用者の総賃金額

支払い総賃金額		
就労継続 B型	(賃金又は工賃) 利用者工賃	1,186,125 円
	小計	1,186,125 円
就労継続 A型	(賃金又は工賃) 利用者賃金	13,855,356 円
	小計	13,855,356 円
就労移行 支援	(賃金又は工賃)	円
	小計	0 円
計		15,041,481 円

(注) (表6) 就労支援事業製造原価明細書及び(表7) 就労支援事業販管費明細書又は(表8) 就労支援事業明細書の利用者賃金及び利用者工賃の合計額を記載すること。

5 その他

--

福岡県知事 殿

以上のとおり報告します。

法人名	社会福祉法人 悲田院
事業所名	SunSun

※(表5) -①就労支援事業別事業活動明細書、(表6) 就労支援事業製造原価明細書及び(表7) 就労支援事業販管費明細書を根拠資料として添付すること。

※就労支援事業の年間売上予定高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、(表5) -②就労支援事業別事業活動明細書及び(表8) 就労支援事業明細書を根拠資料として添付すること。

※着色セルは、入力不要です。